

平成 29 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 垣 裕 義
(コード番号：2901)
問 合 せ 先 経 理 部 経 理 課 課 長 伊 藤 潤
T E L 03 (3263) 4444

**第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に係る
払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 11 日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社アドバンテッジアドバイザーズを割当予定先とする第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行価額の総額（7,910,805 円）の払込が本日完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 9 月 11 日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1) 割当日	平成 29 年 9 月 27 日
(2) 発行新株予約権数	33,663 個（本新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発行価額	本新株予約権 1 個当たり 235 円（総額 7,910,805 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数 3,366,300 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 130 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 3,366,300 株です。
(5) 資金調達の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	870,145,472 円（差引手取概算額） (内訳) 新株予約権発行による調達額：7,910,805 円 新株予約権行使による調達額：875,238,000 円 新株予約権発行にかかる諸費用：13,003,333 円 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の

	<p>合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。</p>
<p>(6) 行使価額、行使価額の修正条件及び行使期間</p>	<p>当初行使価額 260 円</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、その直前取引日（但し、当該取引日において終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切上げる。）に修正されます。但し、行使価額が 130 円を下回る場合には、行使価額は 130 円となります。</p> <p>本新株予約権の行使期間は、平成 29 年 9 月 28 日から平成 31 年 9 月 27 日まで（2 年間）です。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>第三者割当の方法により、株式会社アドバンテッジアドバイザーズ（以下「割当予定先」といいます。）に本新株予約権の全てを割り当てます。</p>
<p>(8) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当予定先との間の本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において以下の行使数量制限を定めます。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が平成 29 年 9 月 27 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る新株予</p>

	<p>約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(9) その他	<p>その他本引受契約においては以下の事項が定められています。</p> <p>①新株予約権の取得条項に係る制限</p> <p>当社は、本新株予約権者の事前の書面による同意なく、発行要項に基づき、本新株予約権の取得条項に係る通知を行うことができない。本新株予約権者は、当社において資金調達の実効性がなくなったと合理的に判断される場合は、同意を行うものとする。</p> <p>②新株予約権の取得請求</p> <p>以下に掲げる場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権 1 個当たり 235 円の価額で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。</p> <p>(i) 当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合</p> <p>(ii) 当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>(iii) 本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 3 取引日連続して下限行使価額を下回った場合、いずれかの 10 連</p>

	<p>続取引日間の当社普通株式1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年9月27日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合、その他一定の場合</p> <p>③ロックアップ・優先交渉権</p> <p>当社は、本引受契約締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行等（当社役職員に対するストックオプションの発行その他一定の場合を除きます。以下同じです。）してはならず、第三者に対して、株式等を発行等しようとする場合には、割当予定先が引受けを希望する場合、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等するものとする。</p>
--	---

以 上